

# 福祉 わかやま

この広報誌の発行に  
一部共同募金配分金  
を利用しています。

特集  
2-3

## 「防災とボランティア」災害時にも助け合える関係づくりを



### 紀伊半島大水害10年「復興記念イベント」

全国から駆けつけて復興に携わってくれた人々へ、今の状況と感謝の気持ちを黄色いハンカチで伝えました。(令和3年9月)

「元気になった熊野川町」に、またいつか来てもらいたいとの思いを込めて。  
(地域住民と新宮市社会福祉協議会でつくる「チームくまのがわ」が企画)



**お知らせ** 「福祉わかやま」は令和4年より2月号・3月号を合併し、年11回の発行を予定しています。

- ④ 地域共生社会推進研修会、市町村社会福祉協議会事務局長会議開催
- ・生命保険協会和歌山県協会「福祉巡回車」を寄贈
- ・助成金活用のご案内
- ⑤ 生活福祉資金(教育支援資金)貸付募集のご案内
- ・成年後見制度出前講座のご案内
- ・苦情解決のツボ
- ⑥ 地域福祉活動紹介 印南町民生児童委員協議会
- ・赤い羽根共同募金
- ⑦ 情報案内コーナー
- ⑧ ㊄ ㊃ ㊂ トレジャー



# 「防災とボランティア」災害時にも助け合える関係づくりを

## ボランティアの日・ボランティア週間

### 意識を高める週間に

阪神・淡路大震災（1995年）を契機とし、災害時のボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を高めるとともに、災害への備えの充実を図ることを目的として、「防災とボランティアの日（1月17日）」、「防災とボランティア週間（1月15日～21日）」が定められています。

これまでの災害により被災された方の多くは「日ごろから、防災のことを家族やご近所ともっと話しておけばよかった…」、「誰もが防災の担い手です、話し合いも備えのひとつ」と話されます。被災経験からの大切な教訓を問い直し、「自身が暮らす地域において、災害が起こっても「助け合おう」という関係を、「自分ごと」としてとだけ備えているかが問われています。これから初めてボランティア活動に参加する人も、これまで活動経験がある人も、私たち一人ひとりに求められることは何か、この機会に考えていただければ幸いです。

### 多発する災害そして、ボランティアの支援

日本は過去いくどとなく大きな災害にみまわれており、その種類も地震・水害・噴火・高潮など多岐にわたります。近年は線状降水帯の発生など集中豪雨も増え、私たちの生活に不安を与える雨が降るようになり、大規模でなくとも中規模・小規模な災害は毎年、私たちの身近で発生しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されている状況が続く中、被災地では、医療体制や被災者への配慮、ボランテ

ィアの安全確保など様々な観点から、これまでのような「地域内外の多くの方が出会い：ふれあいながら進めていく」といった活動が思うように展開できない状況に置かれます。

発生年	主な災害	*ボランティア活動者数(約)
平成7年	阪神・淡路大震災	137.7万人
平成23年	東日本大震災	154.5万人
	紀伊半島大水害(台風12号災害)	2.5万人
平成26年	広島県土砂災害	4.3万人
平成27年	関東・東北豪雨災害	5.3万人
平成28年	熊本地震	11.8万人
平成29年	九州北部豪雨災害	4.5万人
平成30年	7月豪雨災害(西日本豪雨)	26.3万人
令和元年	東日本台風(台風19号等災害)	21.6万人
令和2年	7月豪雨災害	4.9万人

全国ボランティア・市民活動振興センター調べ  
 \*全社協被災地支援・災害ボランティア情報  
 \*ボランティア活動者数：被災地等の市町村社協に設置された災害ボランティアセンターを経由して活動された人数。災害ボランティアセンターを経由せず活動された方も多数に上るものと考えられます

災害が発生した場合、多くの人命・財産、大切にしていた物事が失われるとともに、自らの力だけでは解決できない生活課題を抱えてしまい、支援を必要とする状況に置かれます。生活再建や地域復興は自治体などだけでは対応しきれない部分が多くあります。それをボランティアが行動し、被災した人々を支えています。



大規模災害のたびに被災地にはボランティアが駆けつけ、ボランティアの惜しみない支援は、多くの被災者の心の支えとなって、被災地を勇気づけてきました。

紀伊半島大水害(2011年)では、県内6市町に災害VCが開設され、約2万5千人のボランティアの活動支援を行いました。

現在、南海トラフ地震の発生が危ぶまれ、さらに台風や豪雨に対して、防災の取組強化が必要とされる中、ボランティアの力が不可欠なものとなっています。ボランティア活動には大きな期待が寄せられる一方で、被災地の人々の負担や迷惑にならないよう、ボランティア一人ひとりが自分自身の行動と安全に責任を持つ必要があります。

\*災害ボランティアセンター：被災により地域の助け合いだけでは困難な状況下において、被災者の困りごと・地域課題を解決するため、被災地内外のボランティアの力を届けることが大切な役割になります。これまでに多くの被災地では、日ごろから住民との関わりが深く、地域の状況をよく知り、中長期的に被災者に寄り添うことができるといった特性を活かし、地元社協が多様な機関と連携・協働して災害VCを開設・運営しています。

### 県災害ボランティアセンター

社協では、普段からボランティア活動の促進や支援を行っています。また、災害発生時には、(※)災害ボランティアセンター(以下、「災害VC」という。)を開設し、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、ボランティア個人や団体の受入調整やマッチング活動を行っています。



## 災害ボランティア活動への参加

大災害が発生した被災地の被災状況にあわせて「多くのボランティアの力が求められています」という情報を見聞します。そして、「ボランティア活動をしたい」「でもどうすれば参加できるのだろうか。はじめてのことで、ひとりでは不安…」といった声も聞かれます。

そこで、ボランティア活動参加の心構えと参加方法のポイントを「紹介」します。

### 【心構え】

○ボランティア本人の自発的な意志と責任により参加行動することが基本です。

○被災者の悲しみやしんどさに対峙する活動です。それに「何でもやってあげる」ということではありません。被災者のペースで自立・生活再建することへのサポートであるという姿勢に立つことが大切です。

○災害発生直後は緊急期であり人命救助が優先されます。中長期での支援活動が期待されるボランティアの募集は、災害発生から数日後になります。けつして現地を急がすことなく「その時を待つ」という選択肢をもつこともボランティアの大切な考え方です。

### 参加方法

#### 【個人参加】

①現地ニーズ(困りごと、求めていること)の把握(情報収集)

○自分自身で情報を収集し、現地に行くか行かないかを判断します。

○ボランティア募集情報は、被災地の災害VCホームページ等で確認します。

②被災地に負担をかけない(健康管理・自己完結)

○被災地での活動は、非日常の緊張感があるうえ、危険がともなうことや力作業となる場合もあります。無理は禁物です。自分に出来る範囲の活動を行い、休憩も心がけ、安全や健康について自己管理し、体調が悪ければ参加を中止することが肝心です。

○備えとして、出発前にボランティア活動保険には必ず加入しましょう。交通手段・宿舎の手配、水や食料その他身の回りのものについてもボランティア自身が用意し、携行のうえ被災地に向かいます。

③被災者の気持ちやプライバシーに十分配慮し、マナーある行動を(仲間を大切に)

○初めて参加する人も活動経験があるベテランも、現地の受け入れ機関となる災害VCを訪れ、活動登録をします。単独行動は避け、被災者の役に立ちたい」と同じ志を持ち集まったボランティアがチームとなり、お互い仲良く活動することでより大きな力となることができます。

○コーディネーターから活動の注意事項や約束事などのオリエンテーション(説明)を受け、被災地における緊急連絡先・連絡網を必ず確認し、活動に向かいます。

#### 【団体参加】ボランティアバス

参加方法のひとつとして、「ボランティアバス」への参加があります。被災地が希望する支援内容に沿って、社協や大学、企業などがボランティアを募集し、「バス」や「ワゴン車」を運行し、被災地でのボランティア活動を支援するものです。

事前に予定された日程により多くのボランティアが活動できます。そのため被災地の災害VCでは、多くのボランティアの皆さんの協力が得られることを事前に把握

でき、被災者へのコーディネートを行い、より早い支援につなげることが出来ます。ボランティアバスの実施は被災地の支援を進める大きな力になります。

○参加希望者は、団体(主催者)がホームページなどで公開する募集情報から参加申し込みます。

○団体(主催者)から、上記【個人参加】に記載の①②③を基本にしたオリエンテーション(説明会)を受けます。

○日程や集合時間、団体行動のほか定員(応募先着順)などが設定されるので、ボランティア自身が調整できるかどうかボランティア自身ととなります。



被災地を応援するボランティアバスの実施

発元年	災害(行先)	バス便数	*ボランティア延べ参加人数
平成21年	台風9号災害(兵庫県佐用町)	2回	61人
平成23年	東日本大震災(岩手県大槌町)	12回	233人
平成23年	紀伊半島大水害(紀南地域)	54回	1,077人
平成24年	京都府南部豪雨災害(宇治市)	1回	42人
平成25年	台風18号災害(滋賀県高島市)	2回	64人
平成28年	熊本地震(熊本市)	1回	36人
平成29年	九州北部豪雨災害(福岡県朝倉市)	1回	16人
平成30年	7月豪雨(広島県福山市、岡山県倉敷市)	4回	80人
令和元年	東日本台風災害(栃木市、長野市)	8回	187人

\*災害ボランティア活動支援コーディネーター含む

本会・県災害ボランティアセンターでは、県と共同でボランティアバスを運行しています。

なお、現地での活動のほか、被災地が求める物資や募金なども支援できます。

### 災害ボランティア登録者募集

災害が起きてからの活動だけでは十分ではありません。県災害VCでは、災害VCの中核を担う人材養成の研修や広域・同時多発災害対応訓練を実施するほか、災害ボランティア登録(649名/12月1日現在)や活動資機材の配備に取り組み、ボランティアをはじめ関係者・団体と連携した被災者支援が行えるよう、広域における支援体制の充実を図っています。

災害ボランティア事前登録「要綱・申込書」は、県社協ホームページ

<https://wakayamakenshakyokyo.or.jp/>

↓「福祉活動ガイド」からダウンロードください。

このように、日頃からの訓練や研修に参加し、顔の見える関係づくりを進めることが重要です。訓練や研修の先に見据えているものは、災害にも強い地域づくり・人づくりです。災害時、大切な命を守るため、安全確保や避難行動は先ず大事です。そのあとの「助け合い」についても学び、備えることが大切です。

県災害VCでは、ボランティアのみなさんとともに、災害時にも助け合える関係を作り、幅広い層の方々がボランティア活動に参加したいと思える環境づくりを進めております。「防災とボランティア活動」について、お気軽にお問合せください。

お問合せ先  
**県災害ボランティアセンター(県社協内)**  
 TEL…073-435-5220  
 FAX…073-435-5221



## 地域共生社会の実現に向けて連携を強化

～地域共生社会推進研修会、市町村社会福祉協議会事務局長会議開催～

11月24日、県と県市町村社協連絡協議会、本会の共催による地域共生社会推進研修会(兼 市町村社会福祉協議会事務局長会議)をオンラインにより開催しました。

まず、厚生労働省 社会・援護局地域福祉課から、包括的な支援体制の構築に向けて「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業について、実施体制や全国の取組事例を中心に講義がありました。また、県からは複合的な課題への対応としてヤングケアラー支援の取組等の説明、県社協からは地域共生社会実現に向けた市町村社協や社会福祉施設の取組等について紹介を行いました。

続いて、県内の実践事例として、和歌山市からは重層的支援体制整備事業の取組について、有田市からは福祉総合相談窓口の現状と課題について、報告がありました。

この研修会のテーマである地域における包括的な支援体制づくりを進めるため、市町村社協には、住民や福祉関係者をはじめ、これまで以上に幅広い関係者とのネットワークづくりとプラットフォームとしての役割の発揮が求められています。

県社協では、生活課題解決への取組を推進するために必要な気づきや解決の力を高めることを目的とした研修会等を通じて、市町村社協や社会福祉施設、行政等関係者のネットワーク強化を図っています。



オンラインにより開催(写真は厚生労働省からの講義)

お問合せ先 **総務企画部 企画班** TEL:073-435-5224

## 地域福祉の推進のため、福祉巡回車を寄贈いただきました

12月1日、一般社団法人生命保険協会和歌山県協会(松尾 洋 会長)から、福祉巡回車(軽自動車)を寄贈いただきました。

同協会では、地域との良好な関係づくりを目指した様々な社会貢献活動を展開されています。その一環である加盟会社の職員による募金を財源とする福祉巡回車寄贈は、平成4年から継続して県内の市町村社協に寄贈いただいており、今回を含めて通算40台が寄贈されています。

今回寄贈いただいた福祉巡回車は、県内の地域福祉推進のため、有効に活用させていただきます。

同協会では、この他、子育てと仕事の両立支援に対する助成活動や県内の福祉施設への希望備品の寄贈等、県内の地域福祉向上に尽力いただいています。



## 《活動を支える助成金》

～助成金を活用してみませんか～

令和3年度に県内で4つの団体が助成を受けました。

**助成実施主体**

一般財団法人

チャイルドライフサポートとくしま「子どもの笑顔はぐくみプログラム」

**助成金額**

1団体上限50万円  
(継続事業助成コース)

**助成対象分野**

子どもの健全な育成を支援する活動

**助成対象者**

関西2府4県、四国4県の営利目的としない法人及び任意団体(令和3年度から関西圏域の活動も対象となりました)



▲本年度の助成実施状況につき大塚理事長(左)から報告くださいました。令和4年度も実施予定であり、和歌山の団体の方にぜひ活用いただきたいとのことです。

お問合せ先 **総務企画部 総務経営班** TEL:073-435-5222

無利子

## 生活福祉資金(教育支援資金)の貸付を実施しています

教育支援資金では、入学金や授業料、その他必要経費等のまとまった費用が支払えない低所得世帯に対して貸付を行っています。

### 借入申込みにあたって

進学・在学者が借入申込者、借入申込者の親権者で生計中心者が連帯借受人となる必要があります。

また、借入申込者が未成年の場合は、親権者が法定代理人となる必要があります。

### 申請受付期間

- 新入学生…合格決定時期から(受験校決定時の事前審査も可)
- 在学生等…随時受付

### 貸付期間

- 新入学生…入学月から卒業月まで
- 在学生等…申込月から卒業月まで

	就学支度費 (入学金等)	教育支援資金 (授業料等)	
貸付 限度額	50万円 以内	高 校	月3.5万円以内
		短 大 高等専門学校	月6万円以内
		大 学	月6.5万円以内
貸付利子	無利子		
償還期間	最長20年以内		

※ご相談から送金までには一定の期間が必要です。お早めにご相談ください。

※ご利用には様々な条件がありますので、詳しい内容はお問合せください。

※対象となる学校は、学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学です。

○お住まいの市町村社会福祉協議会

○県社会福祉協議会 地域福祉部生活資金班 TEL:073-435-5223

## 令和3年度「成年後見制度出前講座」をご利用ください!

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力の不十分な方が、地域で安心して暮らすことができるよう、権利と財産を守るしくみです。

和歌山県成年後見支援センターでは、広く多くの方に成年後見制度を理解していただく機会として、出前講座を開催しています。

**時 間** 30分～60分程度(内容により要相談)

原則平日9:00～17:00(※時間外・休日については要相談)

**主な内容** 成年後見制度の概要(制度の基本的な説明)

※個別の相談等、内容によっては他の関係機関を御案内させていただく場合がありますので、予め御了承ください。

**対 象** 県内に所在する福祉関係事業所及び団体

**費 用** 無 料(会場費等は御負担願います)

**申込方法** 実施希望日の1ヵ月前までに、所定の申込書により、FAXまたはメールでお申込みください。まずは、お電話またはメールでお問合せ願います。

お申込み・お問合せ先 県成年後見支援センター(県社協内)

TEL:073-435-5248 FAX:073-435-5221 E-mail:kenri@wakayamakenshakyō.or.jp

お問合せ先

TEL:073-435-5527  
FAX:073-435-5584  
県福祉サービス運営適正化委員会

●暴力行為や虐待など法に反する行為がある。  
●相談が対象となるか分からない場合も「遠慮なくお尋ねください。必要に応じて他の相談機関を紹介させていただきます。」

- おむつ交換は、ほかの人に見えないように行ってほしい。
- 契約時に説明されたサービスと実際受けているサービスに違いがある。
- 暴力行為や虐待など法に反する行為がある。
- 相談が対象となるか分からない場合も「遠慮なくお尋ねください。必要に応じて他の相談機関を紹介させていただきます。」
- ケアマネジャーの対応が不親切で説明もよくしてくれない。
- 施設職員にケガをさせられたが、誠意ある謝罪がない。
- 施設に預けている預金の収支状況、残高を知りたいが教えてもらえない。
- ホームヘルパーが約束の時間に訪問しない等、契約したサービスをしてくれない。
- シヨートステイを利用したが、衣類がなくなった。
- ホームヘルパーの言葉遣いと態度に不満がある。
- ホームヘルパーが約束の時間に訪問しない等、契約したサービスをしてくれない。
- 食事や入浴の介助の仕方が不満である。
- トイレに行きたいから連れていってとお願いをしたが、職員から「ガマンしろ」と言われた。
- 行事内容、場所等の説明が不十分である。
- トイレに行きたいから連れていってとお願いをしたが、職員から「ガマンしろ」と言われた。



次のような苦情について  
ご相談をお受けしています。

【相談内容の例】

- 保育所で子どもがケガをしたのに、家族への連絡や説明がない。
- 施設職員の言葉遣いがよくない。
- 施設のみんなの前で、あだ名で呼ばれる。
- 福祉サービスの内容や利用料についてもっとよく説明してほしい。



# ひとづくり まちづくり ゆめづくり

## 地域で連携し、災害に備える(印南町民生児童委員協議会)

気候変動による大雨の増加や、近い将来発生するとされる東南海・南海地震等、自然災害への対応のためには、平時からの備えが大切です。

印南町では、防災に向けた取組として、住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員と社会福祉協議会が協働して、災害時要援護者台帳を整備しています。

印南町民生児童委員協議会(以下「町民児協」という。)の西田太夫会長にお話を伺いました。

### 社協と協働して取組を開始

平成19年に全国民生委員児童委員連合会が提唱、展開した「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」キャンペーンに関する取組として、平成20年度から、町民児協と印南町社会福祉協議会(以下「町社協」という。)の協働で災害時要援護者台帳の整備を開始しました。

災害発生時に自分の力で避難所などに避難することが困難な方をピックアップし、台帳に整備することで、災害発生時の避難活動や安否確認に活用できます。

### 地域のことを関係者と協議

台帳に登録する方のピックアップは、町民児協の定例会に関係者(町社協職員、町役場の防災担当者、保健師、地域見守り協力員等)が参加し、地区ごとのグループに分かれ、協議しながら行います。このとき、地域住民のことをよく知る民生委員・児童委員の情報が役立ちます。

ピックアップした方は、本人の同意を得たうえで台帳に登録。非常時には役場、町社協、民児協、自主防災組織、警察、消防等の関係者間で情報が共有され、要援護者の避難支援に活用されます。

まれに台帳への登録を拒否する方もおられますが、

民生委員・児童委員が粘り強く訪問し、信頼関係を築きながら説明を行い、円滑な避難に向けた必要性をご理解いただき、登録の同意を得るようになっています。

### 生活課題の発見にもつながる

これらの取組は、普段からの民生委員・児童委員活動と一体的に行われています。関係者が集まって協議することで、防災意識を高めることに加えて、地域の中の気になる人支援が必要と思われる人や、それまで気づかなかった生活課題の発見にもつながります。

キャンペーンは平成23年に終了しましたが、この取組は現在も引き続き行っています。毎年台帳を更新し、自治体と情報共有しています。

「顔の見える関係づくり」が、災害への備えの第一歩。今後、地域住民をはじめ、関係者とのつながりを一層強化して、自主防災組織等とも連携しながら取組を進めていきたいと考えています。



災害に備えた訓練



話し合っ課題を発見(写真は令和元年度)

### お問合せ先

印南町民生児童委員協議会事務局  
(印南町社会福祉協議会内)  
〒649-1534 印南町印南2009-1  
TEL: 073-3814-2114 33



### 犯罪被害者支援活動を応援する募金を始めました

「紀の国被害者支援センター」が、県共同募金会の認定を受け1月から3月にかけて募金活動を実施します。募金の目標額は100万円で、犯罪被害者支援の必要性とその活動を広く県民の皆様を知っていただくための啓発活動に活用されます。皆様のご協力よろしくお願いたします。

### 活動紹介

事件や事故等により被害を受けた方やそのご家族は、事件、事故等の直接的被害に止まらず、経済面や精神面でも深刻な打撃を受けます。「紀の国被害者支援センター」では、被害者やその家族に寄り添い、一日も早く平穏な生活を取り戻していただくことを目的に、被害に関する相談や心のケアなどを実施するとともに社会的孤立を防ぐ活動を行っています。

また、犯罪被害者の遺族を学校に招いて行う「命の授業」の実施や、自治会など地域に出向いて出前講座を開くなどの啓発活動を通じて地域の安全の実現を目指しています。

- 募金期間：1月～3月まで
  - 募金方法：ゆうちょ銀行からの口座振込
  - 口座番号：00970091430
  - 口座名義：社会福祉法人 和歌山県共同募金会
- 皆様のご協力よろしくお願いたします。

### お問合せ先

(福)和歌山県共同募金会  
TEL: 073-435-5231  
(公社)  
紀の国被害者支援センター  
TEL: 073-427-1000

赤い羽根 わかやま



メール info@akaihane-wakayama.or.jp

HP https://www.akaihane-wakayama.or.jp/

## 申込受付中 福祉人材キャリア形成支援研修

### リスクマネジメント研修

開催日時／2月17日(木) 10:25～16:00

会場／オンライン(Zoom)開催 受講申込期限／1月27日(木)(必着)

### 児童虐待防止研修

開催日時／2月24日(木) 10:25～16:00

会場／和歌山ビッグ愛 受講申込期限／2月3日(木)(必着)

### 福祉職場における労務管理研修

開催日時／3月1日(火) 10:25～16:00

会場／和歌山ビッグ愛 受講申込期限／2月8日(火)(必着)

### 介護技術研修(応用編)

開催日時／3月9日(水) 10:25～16:00

会場／和歌山ビッグ愛 受講申込期限／2月16日(水)(必着)

※研修の受講には、受講料がかかります。

※定員(先着)になり次第締め切ります。

※県社協会員は、会員価格で受講いただけます。

※詳細は県社協ホームページをご覧ください。直接お問合せください。

お問合せ先 県福祉人材センター「ハートワーク」(県社協内)

TEL:073-435-5210



※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止になる場合があります。



## 介護未経験者向け 研修会・就職相談会

家庭でも  
生かせる内容・  
受講料無料

介護未経験者を対象とした入門的な研修会を開催します。介護者としての必要最低限の知識・技術が身に付く内容となり、自らの健康維持や家族介護にも役立ちます。

研修会の最終日には、就職相談会を開催します。就職相談会へのみの参加も可能です。

受講対象者／○県内の介護現場で就労を希望する方

○介護や介護の仕事に少しでも興味のある方

定員／各会場10名程度(先着順)

会場・日時／【田辺会場】「福祉・介護・保育の就職フェア」と同時開催となります。

田辺市民総合センター 4階会議室(研修会)、

2階 交流ホール(就職相談会)

2月10日(木)・11日(金) 9:30～

\*就職相談会は2月11日(金) 14:00～

### 【紀の川会場】

打田生涯学習センター 学習室1・2・3(研修会)、

視聴覚室1・2(就職相談会)

2月26日(土)・27日(日) 9:30～

\*就職相談会は2月27日(日) 15:00～

●事業所プレゼン・PR動画放映

●個別面談会(オンライン)

お申込み・お問い合わせ先 研修について 県介護普及センター TEL:0739-22-6589

就職相談会について 県福祉人材センター「ハートワーク」(県社協内)

TEL:073-435-5211



高齢者の  
生きがい  
づくり

## わかやま元気シニア 生きがいバンク

豊富な知識や経験、資格や技能を持った高齢者がたくさん登録されています。

地域でのお手伝い、イベントや学習会、学校行事などで活用してみませんか!



- 人材を探す
- 活動のご依頼
- バンクへの登録

**WEBで検索!**

わかやま元気シニア生きがいバンク

検索

お問合せ(土・日・祝日を除く、9時～17時まで)

わかやま元気シニア生きがいバンク

☎ 073-435-5214

## 寄贈御礼

一般財団法人近畿陸運協会 様・株式会社キリック 様

交通遺児のためにと、本会にご寄附いただきました。

いただいたご寄附は、公益財団法人和歌山県交通遺児を励ます会への助成金とさせていただきます。

和歌山教区浄土宗青年会 様

県域での社会福祉事業の進展に資するために、金員を本会にご寄附いただきました。心から御礼申し上げます。

関西遊技機商業  
協同組合 様

地域福祉の向上のために、車椅子5台をご寄附いただきました。心から御礼申し上げます。



(株)セブン-イレブン・ジャパン 様

(株)セブン-イレブン・ジャパンと県、県社協による「社会福祉貢献活動寄贈品に関する協定」に基づく寄贈商品が、11月19日、御坊市に届きました。

寄贈された商品は、生活に困難を抱えた個人・世帯等の支援や地域福祉の推進に役立てるため、紀中ブロックの8社協を通じて配分及び活用させていただきます。ありがとうございました。





# 地域の宝物見つけた!! ふくしトレジャー

「ふくし」は「ふだんのくらしのしあわせ」  
このコーナーでは地域のふくしを支える宝物(人・物・笑顔)を紹介します。

## 認知症になっても、私は私



公益社団法人認知症の人と家族の会  
梅本 靖子さん  
住所:和歌山県和歌山市新堀東2丁目2-2  
ほっと生活館しんぼり3号館1階  
TEL:073-432-7660  
FAX:073-432-7661

正しい理解を広めたい  
認知症について世間の理解はまだまだまだ不十分で、偏った考えをもつ人が多いです。認知症は恥ずかしいことだと本人や家族が思うことは、必要な福祉サービスを拒絶するケースに繋がります。正しい理解を広めることで、認知症になっても誰もが安心して暮らせる社会を実現したい。そのための取組に努めています。



「公益社団法人認知症の人と家族の会」は、認知症の人を介護する家族がつらさを共有し、励まし、助け合うために全国的に結成された団体で、各都道府県に活動支部を持っています。  
今回は、同会の和歌山県支部で代表を務め、若年性認知症コーディネーターやケアマネジャーとして活動しながら、県内における認知症の啓発に尽力されている梅本靖子さんにお話を伺いました。

「その人」として続く生活のために  
認知症やその他の病気になったからといって、その人の名前が変わるわけでも性質が変わるわけでもありません。「認知症の〇〇さん」とは呼ばれることはありませんし、特別視したり、敬遠したりすることはなにもないんです。誰でも認知症になる可能性はあります。他人事ではなく、自分のこととして捉えていただければと思います。そして、周りの人が理解を深めることで、偏見のない社会になって欲しいと思います。

本人のための支援が、家族のための支援が  
認知症の人の支援を行うときに、難しい選択を迫られる場面がよくあります。  
例えば、在宅介護を希望する方にショートステイを多用したケアプランを立てたとします。そうすると家族にかかる負担は減りますが、本人にとっては環境が大きく変化することとなり、ほとんどの場合認知症が進行してしまいます。結果、ショートステイ利用を継続せざるを得ず、最終的に施設へ入所することとなります。  
在宅を希望する本人の気持ちと、その家族への精神的・体力的な負担をうまく調整して支援を行うことに、いつも難しさを感じています。

本人のための支援が、家族のための支援が  
認知症の人の支援を行うときに、難しい選択を迫られる場面がよくあります。  
例えば、在宅介護を希望する方にショートステイを多用したケアプランを立てたとします。そうすると家族にかかる負担は減りますが、本人にとっては環境が大きく変化することとなり、ほとんどの場合認知症が進行してしまいます。結果、ショートステイ利用を継続せざるを得ず、最終的に施設へ入所することとなります。

# 令和3年度 社会福祉施設 総合損害補償 しせつの損害補償 インターネットで保険料試算できます

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の **事故・紛争円満解決のために!**

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

1 基本補償(賠償・見舞)

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損傷を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度 死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円
傷害見舞費用			

▶年額保険料(掛金)		基本補償(A型)
定員	1~50名	35,000~61,460円
補償(A型)	51~100名	68,270~97,000円
付補償(B型)	100名以降1名~10名増ごと	1,500円
基本補償(A型) 保険料		【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所:1,300円 通所:1,390円

プラン2 施設利用者の補償  
プラン3 施設職員の補償  
プラン4 社会福祉法人役員等の補償

スケールメリットを活かした 充実した補償と 割安な保険料です。

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**  
〈引受幹事〉損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL:03(3349)5137  
受付時間:平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763  
受付時間:平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)